

相談支援センターだより

秋田大学医学部附属
相談支援センター 発行

前刊号 平成 19 年 11 月 6 日

《相談支援センターの移転にあたって》

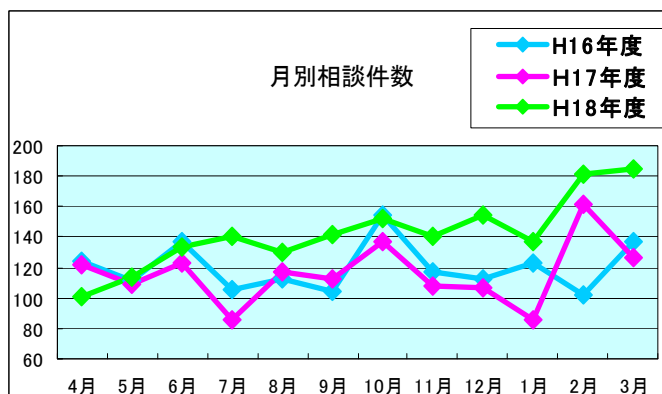
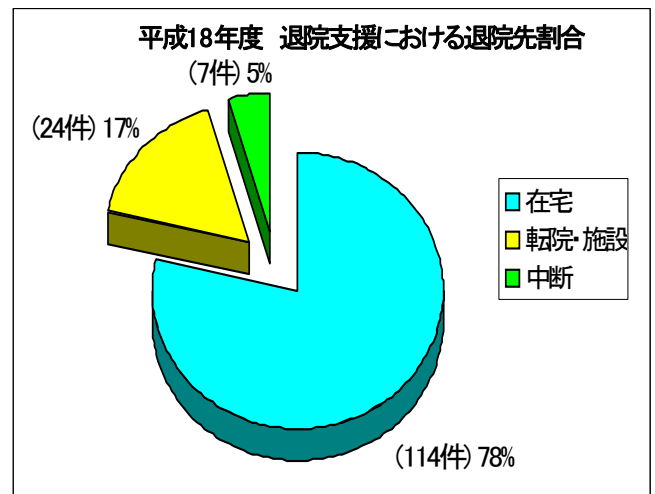
〔相談支援センター長 豊島至〕

相談支援センターは、総合診療部の地域連携室部門・医療相談室と新設のがん情報提供部門を統合して本年の6月に発足いたしました。仕事の内容は多岐に渡っておりますが、患者さんが秋田大学医学部附属病院で診療を受けやすくするためのお手伝いと言えます。関連した仕事を同じ部屋で行うこと、また仕事量と内容が増えたことから、少し大きめの部屋を切望しておりました。この度、病院諸部門のご努力とご協力により改装移転の運びとなりました。センター一部門員一同、これを力として業務をさらに充実させる所存です。近々、患者さんが診療上の疑問についてお調べいただける図書なども揃える予定にしております。皆様のご要望に沿って運用して参りたいと思っています。ご意見をお寄せ下さい。



〈相談支援利用状況〉

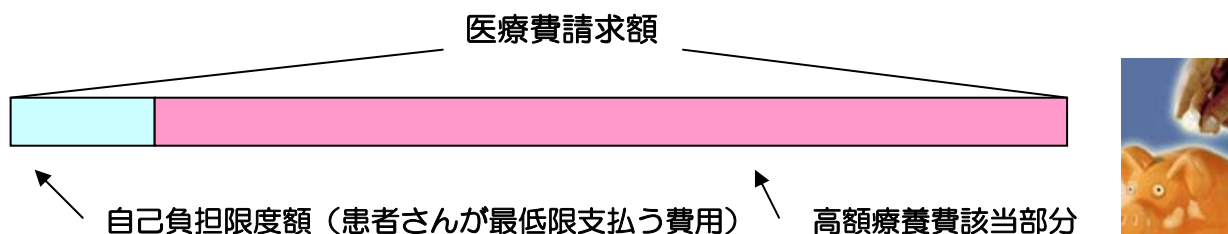
※平成 18 年度の新規相談件数は 1,712 件でした。年々増加傾向にあります。今年度は4月から9月までの半年間で、すでに 1,159 件に達しています。特に福祉・医療費に関する相談が多く、退院支援については院内スタッフからの依頼も増加しています。在宅への退院支援割合は今後さらに増加する事が予想されます。患者さんが安心して治療を受けることができるように、また一日も早く住み慣れた地域に帰ることができるように、相談支援センターをご活用下さい。



〈 豆 知 識 〉 ～ 高額療養費制度について ～

「高額療養費」 ……請求額の支払いを済ませ、領収証と保険証・印鑑を準備して申請をします。

（国保の人は市町村・社会保険の人は職場の担当か社会保険事務所・共済や組合等は職場の保険担当へ）申請後2～3ヶ月で自己負担限度額を超えた部分が還付される制度。



「高額療養費現物給付制度」 ……………

高額療養費は一度全額を納めなければならないが、自己負担限度額（食費・病衣等は別途負担）の会計をして頂ければ、残る請求額（上記の高額療養費該当部分）を病院が直接保険者へ請求する制度。国保の人は市町村・社会保険の人は職場の担当か社会保険事務所・共済や組合等は職場の保険担当へ申請手続きを行い、申請が完了すれば「認定証」が交付されます。入院時会計の窓口へ提示。（申請月の1日までの遡り認定が可能ですが前月分は遡りできません）

「高額医療費貸付制度」 ……………

高額療養費だと一時的負担が大きい！または、現物給付制度を申請する前に月が変わってしまった…等の事態に活用できる制度。（申請先：国保の人は市町村、社会保険の人は職場または社会保険事務所、共済や組合等は各職場の保険担当）申請すると、自己負担限度額＋高額療養費該当部分の概ね10～20%程度の支払で留める事ができる制度。（食費等は別途負担。）

編集 後記



夜寒の身にしみる頃となり、今にも灰色の空から白い雪が落ちてきそうな気配です。相談支援センターと名称が変わりようやく相談支援センターだより創刊号を発行することができました。師走も近づき出費もかさむ時期ですが、医療費ともなると大変です。そこで今回高額療養費の事を載せてみました。患者さんの参考になったら幸いです。今後もちよっとした豆知識を継続していく予定です。（スタッフ一同）